競争入札心得（指名・一般用）

（目的）

第1条　この心得は大阪府道路公社が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、その他の法令及び大阪府道路公社会計規程、並びにこの心得、入札説明書（一般競争入札、公募型指名競争入札及び実績評価型指名競争入札に限る。）及び入札説明事項（通常の指名競争入札に限る。）の各条項を遵守しなければならない。

２　入札参加者は入札に際し、入札執行職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

３　入札参加者は、契約書案、設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

４　入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とする。

５　入札及び契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

（公正な入札の確保）

第２条の２　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

　　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札参加の申し出）

第３条　一般競争入札に参加しようとする者は、公示において指定した期日までに、当該公示において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争入札の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

２　公募型指名競争入札及び実績評価型指名競争入札に参加しようとする者は、道路公社において掲示した内容に従い、入札参加の意思を表明しなければならない。

（入札保証金）

第４ 条 入札保証金は、大阪府道路公社会計規程第76 条の規定に該当する場合は免除する。

２ 落札者が第15条第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、違約金として入札書に記載した金額の100 分の110 に相当する金額の100 分の２に相当する金額を大阪府道路公社に支払わせるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

（１）代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

（２）死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

（入札等）

第５条　入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟知のうえ、定められた日時、場所において入札しなければならない。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

４　入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

５　入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

（入札金額内訳書の提出）

第５条の２　入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる入札金額内訳書を提出しなければならない。入札金額内訳書を提出しない者は入札に参加できない。

２　入札金額内訳書は一般競争入札、公募型指名競争入札又は実績評価型指名競争入札においては入札説明書の規定、通常の指名競争入札においては入札説明事項の規定に従って作成するものとする。

３　入札金額内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。ただし、施行令第167条の10第１項の規定による「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める」場合の基準を設定した場合（以下「低入札価格調査制度適用委託いう。）においては、入札金額内訳書に記載された純委託費の額を下回る価格での入札は認めない。

４　入札金額内訳書は、入札終了後、原則として入札参加者に返却しない。

（低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する者の根拠資料の提出）

第５条の３　低入札価格調査制度適用委託において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する入札参加者は、入札に際して当該価格の根拠となる詳細資料（以下「根拠資料」という。）を提出しなければならない。根拠資料を提出しない者は、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札をしてはならない。

２　根拠資料は入札説明書又は入札説明事項に従って作成するものとする。

３　根拠資料に基づき、大阪府道路公社低入札価格調査委員会において、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かの調査及び審査を行う。

４　大阪府道路公社低入札価格調査委員会が調査及び審査を行った者以外の者が提出した根拠資料は、落札決定後、返却するものとする。

（入札の辞退）

第５条の４　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一　入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参するものとする。

二　入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第６条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

２　入札金額内訳書の提出を行った場合、入札参加者は入札以後、入札金額内訳書の変更等を行うことができない。

（入札の中止等）

第７条　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

２　入札前において天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

（開札）

第８条　開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札執行担当職員が入札金額を読み上げることにより行う。ただし、入札金額内訳書の提出を行った場合はその内容の確認後に開札するものとする。

（無効の入札）

第９条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　所定の日時、場所に提出しない入札

三　委任状を持参しない代理人のした入札

四　所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）した入札

五　入札に際して連合等不正行為を行ったと認められる者のした入札

六　記名押印を欠く入札

七　金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

八　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

九　入札金額内訳書の提出を求められている場合に、入札金額内訳書を提出しない者のした入札

十　低入札価格調査制度適用委託において、提出された入札金額内訳書に記載された純委託費の額を下回る価格でした入札

十一　根拠資料を提出しない者が低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札

十二　提出された入札金額内訳書に記載された委託価格と異なる価格での入札

十三　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる入札

十四　再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札

十五　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札

十六　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

十七　同一の入札について、２以上の代理人をした者の入札

十八　その他入札に関する条件に違反した入札

(失格)

第10条　次の各号のいづれかに該当した者は、失格とする。

一　　最低制限価格を下回る価格で入札した者

二　　前号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（入札金額の記載）

第11条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を入札書に記載すること。

（落札者の決定）

第12条　予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けていない場合にあっては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

３　前２項の規定により落札者となるべく同価格の入札をした者が２以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

４　入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札金額とする。

（再度の入札）

第13条　開札した場合において、前条に規定する落札者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

２　次の各号に該当する入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

一　第９条第一号から第五号、第九号、第十一号から第十三号及び第十五号から第十七号の規定により無効とされた入札

二　第９条第一八号の規定により無効とされた入札で、再度の入札に参加させることが不適当と認められる入札

（契約保証金）

第14条　落札者は、当該委託契約を締結するにあたり委託金額の100分の５以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

（契約書の提出）

第15条　契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日の翌日から10日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）

第16条　入札参加者は、入札後においてこの心得、契約書案、設計書、仕様書、図面、入札説明書（一般競争入札、公募型指名競争入札及び実績評価型指名競争入札に限る。）及び入札説明事項（通常の指名競争入札に限る。）について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（その他）

第1７条　入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。

（以　上）